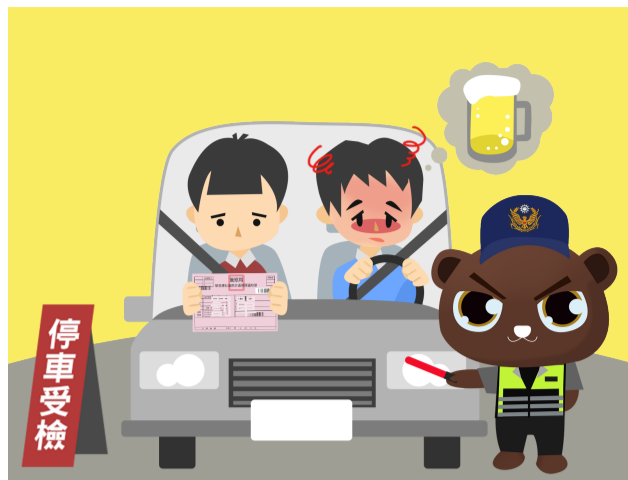
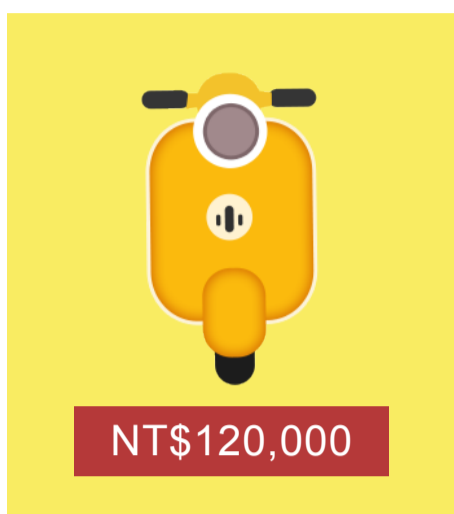
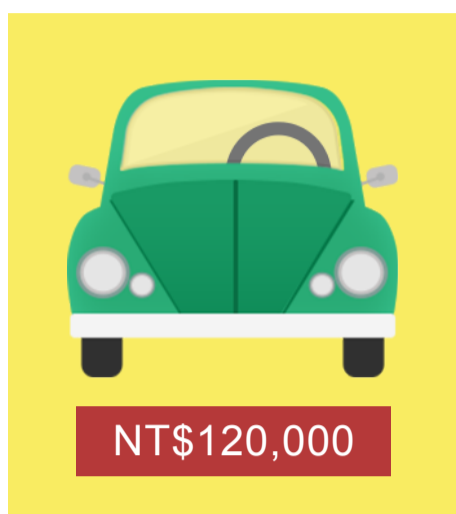


## 最新の飲酒運転に関する法令について知っていますか？

飲酒運転は絶対ダメ 7月から「罰則強化」＋「連座制」の実施  
同乗者も罰則対象 検問(検査)の拒否は初犯で罰則18万



飲酒運転による死亡事故は社会的な問題となっています。立法院では《道路交通管理処罰条例》の改正案が可決され、新しい飲酒運転に関する法律が7月1日より施行されます。これにより、同乗者も「連座」の罰則を受けることとなります。飲酒検査、**或いは検問を拒否**した場合、初犯で18万元の罰則を受けます。



飲酒運転による交通事故はもう軽い罰金ではすみません！飲酒運転という社会的な問題の根絶を目指し、ドライバーの皆様は細心の注意をお願い致します：交通部で発表された最新の飲酒運転に関する法律は2019年7月1日から施行されます。バイクの飲酒運転は初犯で**最高9万元**の罰金、自動車では**最高12万元**の罰金。罰金の引き上げに加えて、同乗者も**最高3,000元**の罰金が課されます。

### 飲酒運転の初犯、及び、検問(検査)の拒否の罰則強化

新しく改正された飲酒運転に関する法律は7月1日に実施されます。飲酒運転の初犯で**呼気中アルコール濃度が0.15mg/l以上**、**或いは、血中アルコール濃度が0.03%以上**の場合、バイク運転は**15,000～90,000元**の罰金、自動車運転では**3万～12万元**の罰金が課されます。死傷事故が発生した場合、免許は取り消しとなり、再取得することはできません。また、**検問、或いは、検査を拒否した場合、5年以内の1回目に18万の罰金**、5年以内の2回目以降については、**都度18万元**が累計加算されます。

### 飲酒運転の再犯による死傷事故の発生では、車両を没収

飲酒運転の再犯では更に重い罰則が課されます。5年以内の再犯では、自動車は12万元、バイクは9万元の罰金が課されます。5年以内に**3回以上の飲酒運転がされた場合、前回の罰金金額に更に9万元が課され、これ以降についても同様となり、上限なく累計されます**。例えば5年以内に3回、自動車での飲酒運転がされた場合、2回目は12万元の罰金、3回目は12万元の罰金に9万元が加算され、21万元の経済的なダメージを負うこととなります。飲酒運転の再犯により死傷事故が発生した場合、免許の取り消しに加えて**再取得は不可、車両も没収**されます。

### 自転車の飲酒運転も罰則対象

多くの人は飲酒後の自転車、**或いは、電動自転車の運転は罰則対象にならないと誤解**しています。実際は飲酒後の自転車、**或いは、電動自転車の運転も飲酒運転に見なされます**。罰金は**最高1200元**、**検問、或いは、検査を拒否した場合は2400元**の罰金が課されます。

**自転車ドライバーの飲酒運転、及び、検問(検査)拒否(2019年飲酒運転に関する新法令)**

			
自転車	電動補助自転車	電動自転車	その他三輪自転車、馬車・牛車

### 飲酒運転・連座制、同乗者は最高3000元の罰金

特に注意が必要となるのは、7月から施行される新しい法令では、同乗者に対し連座制による罰則が追加されました。自動車やバイク運転で、**呼気中アルコール濃度が0.25mg/l以上、或いは、血中アルコール濃度が0.05%以上**の場合、**満18歳以上の同乗者も罰則対象**となります。罰金は**600から3000元**となります。但し、**18歳未満、満70歳で精神障害、及び、自動車運送事業の同乗者については罰則が免除**される。

### アルコールインターロック、来年より実施

来年の3月以降、過去に飲酒運転により運転免許が取り消されたドライバーは、**飲酒運転防止教育を受講する、或いは、アルコール依存症治療を完了**することで、**はじめて再受験**することができます。また、受験後の一定期間内は、**車両にアルコールインターロックが設置**されていなければなりません。さもなければ**罰金6000～12000元**が課されます。

### 飲酒運転は刑法により最高刑無期懲役

《刑法》の新規定に基づき、5年以内に飲酒運転の再犯により死亡事故が発生した場合、**無期懲役、或いは、5年以上の懲役に処す**。重傷事故が発生した場合、**3年以上10年以下の懲役に処す**。これにより、飲酒運転は軽い罰金ですむことではなくなりました、皆さんは飲酒運転による経済的なダメージに加えて、**《刑法》に抵触**することで**入獄**することとなります。